

平成20年8月29日

施策の実施方法に関する検討ワーキンググループの設置（案）

1. 目的

情報通信審議会第5次中間答申を踏まえて、平成23年7月にアナログ放送終了・デジタル放送への完全移行に向けて、各種施策の具体的な実施方法について、情報通信審議会「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）からの委嘱を受けて、専門的な観点から検討を行う。

当面、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするために、国が支援を行う際の具体的な実施方法の検討を行う。

2. 構成員等

ワーキンググループの構成員は、委員会主査が指名する。

ワーキンググループには、座長を置く。座長は、委員会主査が指名する。

座長は、ワーキンググループを主宰し、必要に応じて、オブザーバの参加を求めることができる。

3. 検討項目

当面、生活保護受給世帯への支援の実施方法について以下の項目の検討を行う。

- ・ 支援措置の周知及び申請手続き
- ・ 支援の内容（給付又は貸与）・方法
- ・ 個人情報保護のために必要な措置 等

また、生活保護受給世帯への支援の実施方法の他、検討すべき事項が生じた場合には、委員会からの委嘱を受けて、随時、検討を行う。

4. 検討期間

生活保護受給世帯への支援の実施方法については、平成20年9月から11月まで検討を行い、検討結果を委員会に報告する。

その他の検討課題については、適宜、委員会に報告する。

5. 庶務

総務省情報流通行政局地上放送課が庶務を担当する。